

24/10/11 名古屋市議会総務環境委員会（名古屋城部分）

名古屋市民オンブズマンによる、半自動文字起こしアプリによる文字起こし

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：ただいまから、総務環境委員会を開会いたします。本日は決算認定案に対する意思決定を行った後、スポーツ市民局関係および総務局関係の初回、所管事務調査を行いますので、よろしく願いいたします。それではこれより、付議議案に対する意思決定を行い、認定案第1号関係分を議題に今日各会派の意向表明をお願いいたします。

自民：はい、以下の意見を付して、決算認定案に賛成します

民主：以下の意見を付して原案に賛成いたします。

公明：以下の意見を付して原案に賛成いたします。

減税：以下の意見を付して決算認定案に賛成いたします

共産：認定第1号議案に以下の理由で反対します。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：それではこれより採決を行います認定案第1号関係分を認定すべきものと決することに、賛成の方の起立を求めます。

はい、起立多数であります。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正副委員一任の扱いでよろしいでしょうか。

はいそれではさよう取り扱わせていただきます。

この場合当局から発言を求められておられますので、お許しをいたします。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：はい、それでは、説明員の入れかえをお願いいたします。

それでは引き続き、所管事務調査を行います。

本日の案件は、スポーツ市民局関係で、名古屋市情報公開条例における行政文書について、および総務局関係で名古屋市情報あんしん条例における行政文書についてであります。

両件は内容が関連しておりますので、両件を一括議題とし、まず当局の説明を求めます。

鳥羽スポーツ市民局長：本日当委員会でご調査いただきます案件は、名古屋市情報公開条例における行政文書についてでございます。

令和6年9月30日の所管事務調査におきまして、委員よりご発言のありました名古屋市情報公開条例につきまして資料としてまとめさせていただきました。

詳細につきましては総務課長から説明していただきます。

臼井課長：申し訳ございません。

それでは、スポーツ市民局関係分につきまして、お手元 名古屋市情報公開条例における行政文書について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが1枚跳ねていただきまして右側1ページをお願いいたします。

名古屋市情報公開条例における行政文書についてでございます。

条例が定めます、用語の定義といたしまして、実施機関職員、行政文書につきまして、それぞれ掲げさせていただきます。ご覧賜りたいと存じます。

また、令和6年9月30日の所管事務調査におきまして、委員よりご要求のございました資料につきまして参考資料1 令和6年9月24日、本会議での浅井市議および松雄副市長の発言内容参考資料2 といたしまして、令和6年9月24日ぶらさがりでの松雄副市長および記者の発言内容、参考資料3 といたしまして、副市長が、障害者の方から受け取ったメール参考資料4 といたしまして、副市長が障害者の方とやり取りした文書を提出させていただきます。ご覧賜りたいと存じます。以上簡単ではございますが終わらせていただきます。どうぞよろしく願いもうしあげます。

杉浦総務局長：失礼いたします。続きまして、総務局より当委員会でご調査をいただきます案件でございます。名古屋市情報あんしん条例における行政文書についてでございます。先ほどのスポーツ市民局と同様名古屋市情報あんしん条例につきまして、資料としてまとめさせていただきます。詳細につきましては総務課長からご説明をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

浜田総務課長：それではお手元の資料に基づきましてご説明させていただきます。

総務環境委員会説明資料 総務局とありますものの、裏面ですね1ページをご覧いただきたいと存じます名古屋市情報あんしん条例における行政文書についてでございます。

条例が定めている用語の定義といたしまして、実施機関、職員、行政文書の3点を掲げさせていただきますのでご覧いただきたく存じます。

甚だ簡単ではございますがこれで説明資料の説明を終わらせていただきます。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：説明が終わりましたので、ご質疑等があればお許しいたします

成田たかゆき（自民・天白区）：今冒頭それぞれ説明があった通りでありまして、そもそもはここにおいて人権条例にかかる条例を作っていこう。

元は言うまでもなく、名古屋城木造化に係るバリアフリー市民討論会における差別発言があり、それを許し、そして誰も制止をせず、このことが大きな問題となり1年あまり、名古屋城木造化ではなくその差別発言が起きた検証委員会たるものが開かれ、そこにおかれ、その報告が正式にこの9月に発表される前に、我が会派浅井議員が直接松雄副市長が、その前に、ある意味、障害の方を障害者の方とどうも接触をされていたやに、そして、この報告

を待たずに、このかかる動きをされていたことについて、極めて、それは矛盾、そしてそのことは、単独でどうも行動されていたと。

こういった背景から、副市長のぶら下がり会見においても、また本会議場での発言においても極めてこちらからとしましてもその人権に係るですとか、それから条例違反であるですとか、何か言われもしないような言葉も発しられ、まさにこの委員会においてこの本来なら、速やかに望ましい求められる第三者委員会からの提言に対し、つましくここで、議論をしていく予定だったわけでありませうけれども、残念ながらそこに至らない言動が起きたと。

ということで、今回このあんしん条例、そして情報公開条例に係る資料、そして当時の議場で発せられたそのメールと、そして資料ということでご提出をいただいた、こういうことなんだけれども、ちょっと単純に、まずその情報公開条例っていうのがねいわゆる行政側が事業施策を展開するにあたって、必要な情報を市民として知る権利を尊重するべきそういう条例だと私は思っているんですけども、何かこの他にいいのか、そういったことなのか、基本的な事で伺っておきますけども

小林課長：失礼いたします。

情報公開条例第1条におきまして、条例の目的を掲げてございます。

この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めると規定しておるところでございます。

今、委員ご指摘があった、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにするというをまさにこの条例で使われておるところでございます、具体的には、行政文書の情報公開請求制度、こちらをこの制度で位置づけて、その中で市民の権利を保障しておると、公開請求権の方を保障しておるということでございます。

成田たかゆき（自民・天白区）：安心しました。

市民の知る権利を尊重し、そして情報公開請求に対し、粛々と対応していくことができるというお互いのいわゆるその言い分の中で、ともにこの市の施策、取り組み、またその実績をある意味共有できる、そういう条例であるということです。

もう一方で、あんしん条例ですね名古屋市情報あんしん条例。

これもおそらく様々ないわゆるITデジタル化インターネットとかなりその情報が流布しやすいそういう時代に差し掛かってきていると。

ということから、まさにその情報を、ある種管理そして適正に情報を権利利益を保護しつつもですね、守っていこうとこういふことかなというふうに思っておりますが、すいませんあの言葉足らずで恐縮ですけども、目的等を含めて教えていただけますか

木村課長：今ご指摘のとおりなんですけれども、本市の情報化が進展してまいりまして平成16年度にこちらの条例の方ができているんですけども情報公開今さらに進んでいるとこ

ろなんですけれども、そういった社会状況がいますので情報の保護ですとか、あの管理に関する基本的な仕組みを定めるということで、市民の安全、安心とか信頼を確保していきたいということで定められたものです。

成田たかゆき（自民・天白区）：わかりました。でね、この用語の何て言いますか、実施機関というのかな、対象となるというのが私は先輩にも、議長経験者がこの委員会にもいらっしやいますけども私自身も、昨年度、議長を拝命し、まさにその議会を代表する立場ということから様々な情報が、おそらく最終にいただく、当然それが流布公表されるにあたって、ある一定の守秘義務という言葉がふさわしいかわかりませんが、その情報管理については、相当気を遣ってきたものと私は自分でもそういった中で、この定義の中にねその実施機関たるものに議員というものが入ってきているのか。この名古屋市情報あんしん条例における定義はいかがでしょうか

木村課長：情報あんしん条例上の実施機関の定義なんですけれども、実施機関の職員という実施機関の中に、議長というのが入っているんですけども文言上は入っているんですけどもこちらの方はあの市会事務局の職員を指揮監督するという意味で、そういった職務の方として入れてあるということなんで、あの議員の方については指揮監督権が及ぶわけではないのでということで、あの議員はあの範囲に入っていないということになります。

成田たかゆき（自民・天白区）：非常にわかりやすい。

その通りですね、しっかり事務局の指揮管理に回る立場ということ。

もっと言えば、その議員においては、様々な調査をしながら、そして議会、また委員会、またそうでない場面も含めて、少しでも名古屋市政の取り組み、または市民の幸せ、そして福祉の充実のために日々働いておりますから、そういった観点からは議員はその範囲にいわゆる入ってこないとこれは当然そうなのかなということが今確認ができましたので、結構であります。私は一旦ここでやめます。

渡辺やすのり（自民・北区）：すいません質問 スポーツ市民局にちょっとお聞きしますが、これ松雄副市長が作ったこの文章ですね、こちらの文章っていうのは、名古屋市情報公開条例におけるこれ行政文書と、これ言えるんですか

小林課長：情報公開条例上の行政文書に該当するかどうかにつきましては、お手元の紙行政文書の定義にあるように実施機関の職員が職務上作成した文書であること、実施機関の職員が組織的に用いるものであること、また、実施機関が管理しているものであることを考慮した要件に該当するかどうか、判断基準ということになるものでございます。

この判断基準に照らしますと、今お尋ねがあった文書につきましては、副市長が職務上作成し、組織的に用いるものとして、現に管理しているものといえるものでございますので、情報公開条例上の行政文書に該当するものと考えておるところでございます。

また、この判断基準に照らして、行政文書に該当すると副市長も言われており、私どもといたしましても、副市長の本会議答弁やぶら下がりでの発言などを踏まえると情報公開条例上の行政文書に該当するものと考えておるところでございます。

渡辺やすのり（自民・北区）：次、すいません、総務局にお聞きします。

この松雄副市長が作ったこの文章これ、名古屋市情報あんしん条例における行政文書にこれあたりですか

木村課長：情報公開条例上の行政文書の判断基準も先ほど、の答弁がありましたけれども、それと情報あんしん条例上の行政文書の判断基準は同じというふうになっております。ですので、同じように副市長の本会議答弁ですとかぶら下がりなんかの発言なんかふまえますと、担当副市長として名古屋城に関する問題に対応をするために職務として作成して使用して管理しているということが言えるかなと思いますので、情報あんしん条例上の行政文書に当たるといふふうに考えております。

渡辺やすのり（自民・北区）：はいそれではですね、スポーツ市民局にお伺いします。

名古屋市情報公開条例の対象者という観点でお聞きしますが、松雄副市長は、記者に対してですね、浅井議員の本会議での発言は、条例に反しているというふうに断言をされてますがこれって、条例違反になるんですか

小林課長：情報公開条例の解釈および運用は我々の方で規定をしておるイメージ二つございますけれども、こちらの規定の中に、実施機関の職員とは、市長議長の条例上の実施機関の職務上の指揮監督権限に服する、一般職および特別職の全ての職員をいうと規定されておるところでございます。

そういった意味におきましては、議員におかれましては議長の指揮監督権限に服する職員で当たらないということになりますので、議員についてはですね、情報公開条例上の実施機関の職員に含まれないということになるものでございます。

そういう意味におきましては、情報公開条例が直接議員と関連することはないということになりますので、浅井議員が条例違反に問われることはないということと考えておるところでございます。

渡辺やすのり（自民・北区）：続いてですね総務局にお伺いします。

これ名古屋市情報あんしん条例の対象者という観点でお聞きしますが、松雄副市長は記者に対して、浅井議員の本会議の発言は条例に反していると断言していますが、これは条例違反にあたりますか。

木村課長：情報あんしん条例の対象となります実施機関の職員というのは先ほども少し答弁させていただいたんですけれども、入らないってことなんです情報公開条例と同じということなので、議員は情報あんしん条例の対象にはならないということになります。ですので同じく議員は情報あんしん条例違反というのが問われるということはないということであります。

渡辺やすのり（自民・北区）：はい、副市長という指導的な立場でありながら所管は違いますが、職員が守るべきですね。

基本的な規定すら知らなかったこと、それをですね記者に対して堂々と披露したことについて一言感想をいただきたいんですが、よろしいですか。

鳥羽スポーツ市民局：情報公開条例上におきましては先ほど、部長が答弁致しましたように、議員は含まれておりませんが、おそらく、議長が含まれているということから、議員も含まれているというように誤認をされたのではないかと。

非常に重いことながらでございまして、ご発言をされる前に慎重に発言されたほうがよかったのかなと思っておるわけですけど、いずれにいたしましてもですね、条例違反との発言につきましては、私も思いもよらなかったこととございまして、率直に申し上げて少し当惑をしたということが私の率直な感想でございます。

渡辺やすのり（自民・北区）：はい結局ですね、松雄副市長はですね、あの、あたかも浅井議員が条例違反をしていると発言された。これは本当に全くもって、許しがたい発言だということをおっしゃっていただきます。以上です。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：はい、他に。

他にないようであります。以上で本件は終了いたします。

次に、所管、閉会中の所管事務調査についてお諮りいたしますあらかじめ、正副委員長において協議いたしました結果、お手元配付の事項につきまして、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日の予定は以上であります。

これにて本日の委員会を散会し、午後 3 時 30 分より、経済水道委員会との連合審査会を開会いたしますのでよろしくお願いいたします。